



LINE UP

CONTENTS

■ 「おかげさまで」の気持ちを噛み締めて

長崎オフィス所長よりご挨拶

- 給与課税の範囲について 2P
- 長崎スタジアムシティ 3P
- 長崎市 宿泊税導入 3P
- 税務カレンダー・相談役からの一言 4P
- 税務調査について 特別編 1P
- 社会保険適用拡大について 特別編 2P



Message

「おかげさまで」の気持ちを噛み締めて

8月となり暑さもピークを迎えています。年々夏の暑さが厳しくなっていますので、皆様も熱中症などには十分にお気をつけてください。

コロナ禍前までは、初盆を迎えるお客様には可能な限りお参りに伺っておりましたが、コロナ禍となってからは感染拡大防止の観点から中断しています。本年は再開を予定していましたが、第7波の感染拡大のため、今年も初盆のお参りは遠慮させていただくこととなりました。申し訳ございません。

長崎では初盆の際に「精霊流し」をおこないます。長崎出身のさだまさしさんが作詞作曲し、グレープとして歌ってヒットした同タイトルの歌の厳かなイメージがある精霊流しですが、実際は派手に爆竹を鳴らして賑やかに御霊を送ります。中国文化の影響を受けていることを感じさせる長崎ならではの行事ですが、これもコロナ禍の影響もあって、年々規模が縮小しているそうです。地域の伝統文化が失われていくことも残念ですが、故人に思いを馳せ、ひいては先達に感謝をするという日本人の心も失われていくようで、残念でなりません。

神道の宗教観や世界観に由来するのだと思いますが、人は自然や先祖など神羅万象に生かされておりゆえに周囲の全て

に感謝の心を持つ、と考えるのが日本人の美德だと思います。身近なところだと、我々が平穩に暮らせるのは政府をはじめ多くの人の努力があつてのことですし、仕事をして生活ができるのはお客様やサポートをしてくれる取引先があつてのことです。事業が行えるのはお客様にサービスを提供してくれる社員の皆さんのお陰ですし、その社員が働きやすいように支えてくれるのはバックヤードの社員です。今の会社や自分があるのも恩師や先輩、先達の方々のご指導のお陰であり、多くの方々に助けられてきた結果だと思っています。

日本人はよく「おかげさまで」という言葉を使いますが、日本人の考え方が現れた素晴らしい言葉だと思います。単なる枕詞として使うのではなく、お世話になっている方々への感謝の気持ちと、これまでお世話になった方々から受けた恩を噛み締めながら使いたいと思います。



内田会計グループ 代表
長崎オフィス 所長

税理士 内田 佳伯

給与課税の範囲について

お客様からよくある相談のひとつとして、役員や従業員に対する金銭や現物の支給にかかる税務上の取り扱いがあります。今回はこの点についてお伝えします。

1 原則的な考え方

事業者から役員や従業員に対する金銭や現物の支給については、**給与として課税する（所得税の源泉徴収を行う）**というのが原則的な考え方です。報奨金や表彰金といった金銭だけでなく、食事の支給や商品の値引販売、無利息貸付といった現物支給も経済的利益の支給として給与扱いになります。まずは、この考え方を原則として認識していただきたいと思います。

2 給与課税のされないケース

ただし、原則には例外がつきものです。金銭を渡しても給与課税されないものもあります。たとえば、役員や従業員への香典や見舞金、祝金については、“社会通念上相当と認められる範囲”であれば課税されません。これは社会一般的に導入されている福利厚生制度であることから課税されていないのだと思います。（※社内の公平性や支給額の判断に客観性をもたせるために社内規定を整備しておくことを推奨します。）

この他にも給与課税されないものがありますので、ピックアップして一覧表にしました。スペースの関係上詳細には要件を記載していませんので、取り扱いについては弊社担当者にご確認ください。また、「源泉徴収のあらまし」という国税庁の冊子に詳細がまとめられていますので、ご参照ください。

支給内容		要件等
金銭支給	宿日直料	1回 4,000円までの部分（食事の提供がある場合は食事代を控除する）。 ※宿日直を通常業務とする人への支給は除く。
	夜間勤務者の食事代	夜食の提供に代えて通常の給与に加算して支給するもの。 1回 300円以下であること。（夜間勤務 = 22時～翌5時に勤務が及ぶもの）
	出張旅費日当	出張の内容からみて、通常必要とされる諸雑費に充当すると認められる範囲であること。（要・出張旅費規程の整備）
	従業員の学資金	従業員に対して通常の給与に加算して給付するもの。 （事業主や役員、その関係者は対象外）
	通常の食事の提供	受給者が食事代の半額以上を負担しており、使用者負担額が月額 3,500円以下までのもの。
	残業者等への食事の提供	宿日直や残業した者に支給したものを。
現物支給	永年勤続表彰品	永年勤続者への記念旅行や記念品。 10年表彰以後は5年以上の間隔をおいて行うこと。（表彰金は課税）
	金銭の無利息貸付等	災害や病気など臨時的・多額な生活資金の貸し付けにかかる利息。 または12か月 5000円以下の利息額。
	住宅等の貸与	役員や従業員から一定額（たとえば従業員から賃料相当額の50%以上）の徴収をしていること。
	値引販売	通常他に販売する価格のおおむね70%以上での販売であること。



国税庁 令和4年版 源泉徴収のあらまし
給与所得の源泉徴収事務

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2021/pdf/04.pdf>



長崎スタジアムシティ

税理士法人 内田会計事務所 経営支援 1部 部長

小峰 茂人

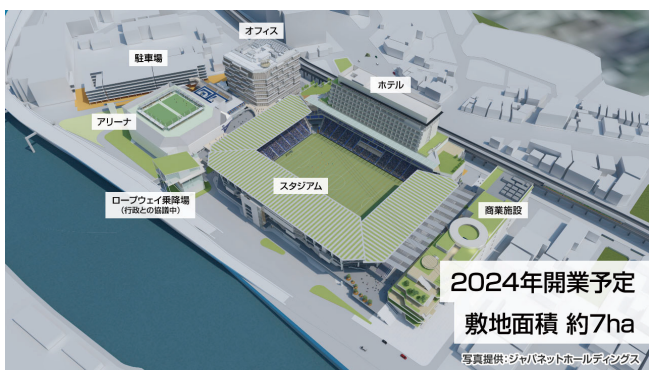


今回は長崎駅周辺の開発に関する記事を書かせていただきましたが、今回は6月26日に起工式が行われた「長崎スタジアムシティプロジェクト」に関して書かせていただきます。

このプロジェクトはジャパネットグループが長崎市の中心部に、スタジアム・アリーナ・オフィスビル・商業施設・ホテル等、新しい街を作るという取り組みです。

7月10日にオフィス棟第1号テナントとして、長崎大学大学院(情報データ分野)と入居に関する基本合意した、との発表がありました。

建設段階から関わりを持つ企業への経済効果があり、完成してからは、施設の利用はもちろん雇用の創出など多くの経済効果を長崎にもたらしてくれると期待しています。



長崎スタジアムシティ施設配置イメージ

【出典】スポーツ庁 WEB 広報マガジン DEPORTARE
長崎を魅力あるまちに、そして全国を元気に『長崎スタジアムシティプロジェクト』
<https://sports.go.jp/tag/business/post-82.html>

長崎市 宿泊税導入

税理士法人 内田会計事務所 サポート課 課長

小西 宏明

長崎市は2023年4月1日から「宿泊税」を導入することを決定しました。宿泊税は全国で東京都など8つの自治体で導入されており、県内では初めてです。

長崎市内の旅館、ホテル、民泊の宿泊者が対象となり、宿泊料金に応じて3段階で課税されます。税額は、1人1泊当たりの宿泊料金が1万円未満は100円、1万円以上2万円未満は200円、2万円以上は500円です。なお、修学旅行や学校行事などの場合は課税免除となります。

長崎市は宿泊税の用途の方針として「訪問客への還元」を目的に、利便性の向上・満足度の向上・再訪意欲の向上などに寄与する事業に充当するものとしています。

事業の5つの柱として、

- 1 受入環境整備
 - 2 情報提供
 - 3 サービス向上・消費拡大
 - 4 資源磨き
 - 5 緊急時の対応
- をあげています。

宿泊税の導入により効果的な観光施策が打ち出され、さらなる宿泊客の増加へと好循環を生み出し、魅力ある観光都市長崎になることを期待します。



Calendar

税務カレンダー



8月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA	9月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
		1	2	3	4	5	6						1	2	3
	7	8	9	10	11	12	13		4	5	6	7	8	9	10
	14	15	16	17	18	19	20		11	12	13	14	15	16	17
	21	22	23	24	25	26	27		18	19	20	21	22	23	24
	28	29	30	31	※	※	※		25	26	27	28	29	30	

- 6月決算法人の確定申告
【申告期限】8月31日(水)
- 12月決算法人の中間申告
【申告期限】8月31日(水)
- 個人事業の令和4年分の消費税・地方消費税の中間申告
【申告期限】8月31日(水)
- 個人事業税の納付(第1期分)
【納期限】8月中において各都道府県の条例で定める日
- 個人の都道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
【納期限】8月中において市町村の条例で定める日

税理士法人内田会計事務所は、
「M & A 支援機関」として登録されました。



M & A 支援機関制度は、中小企業が安心して M & A に取り組める基盤を構築するために中小企業庁が創設した制度です。
詳しくは QRコードよりご確認ください!

Column

相談役からの一言

人口減

酷暑の毎日が続いています皆様お元気ですか。最高気温 30 度以上が普通の状態になり地球温暖化を肌で感じています。

「何かを変えない限り、日本はいずれ存在しなくなるだろう」とは米電気自動車大手テスラのイーロン・マスク最高経営責任者の言葉です。日本の人口減を念頭においた言葉と推測します。2021年の出生数は約81万人、死亡者数は約144万人、1年で約63万人が減少しました。長崎市と佐世保市の2つの市が消滅したことになります。政府は30年以上、少子化対策に取り組んできましたがほとんど効果はあがりませんでした。

経済成長が少子化を推進する、ということは世界的傾向です。主要7カ国(G7)すべて出生率は2以下です。経済成長→都市化→高い生活

水準を求める→住宅費、教育費、生活費の出費増→少子化、というサイクルに日本も陥っているのです。東京大学の赤川教授は「日本は少子化や人口減を前提とした社会にしていくなさるべきだ」「少子化の弊害とされる経済成長の鈍化は、金融緩和や財政出動による対策、AI(人工知能)などによる生産性向上で、一定の経済成長を持続させれば1人当たりの豊かさは減らない」と言われています。量から質への転換です。

特に人口減が著しい地方では人手不足が深刻化しています。公的支援に頼るのではなく自力での生き残り策が必要です。人手不足対策として省力化のためのIT活用は今からの経営には必須です。ぜひご相談願います。

相談役 内田延佳

内田会計グループのご案内

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

095-861-2054 (平日 9:00-18:00)

info@uchida.or.jp

http://www.uchida.or.jp

【長崎オフィス】

〒852-8008
長崎県長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802
長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556